

資 料

## 外国民事訴訟法研究（49）

外国民事訴訟法研究会  
（代表者 加藤 哲夫）

「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔6〕

監訳代表	加藤哲夫	山本 研	棚橋洋平
監訳・試訳	中本香織	中山義丸	崔 廷任
	蘇 迪	高田 明	向山純子
	我妻純子		

## 「アメリカ合衆国連邦倒産手続規則」試訳〔6〕

監訳代表 加藤哲夫 山本 研 棚橋洋平  
監訳・試訳 中本香織 中山義丸 崔 廷任  
蘇 迪 高田 明 向山純子  
我妻純子

### 第1001条

第Ⅰ章 事件の開始；手続開始の申立て及び救済命令に関する手続（第1002条～第1021条）（第1010条まで・比較法学49巻2号；第1011条～第1021条・同49巻3号）

第Ⅱ章 手続上の機関及び手続の運用；通知；関係人集会；調査；選出；弁護士及び会計士（第2001条～第2020条）（第2001条～第2008条・同50巻1号；第2009条～第2020条・同50巻2号）

第Ⅲ章 請求権，並びに，債権者及び持分権保有者への配当；計画（第3001条～第3022条）（第3001条～第3011条・同50巻3号；第3012条～第3022条・本号）

第Ⅳ章 債務者；義務及び利益（第4001条～第4008条）

第Ⅴ章 裁判所及び書記官（第5001条～第5012条）

第Ⅵ章 倒産財団の蒐集及び清算（第6001条～第6011条）

第Ⅶ章 対審手続（第7001条～第7087条）

第Ⅷ章 地方裁判所又は倒産事件上訴合議体への不服申立て（第8001条～第8028条）

第Ⅸ章 一般規定（第9001条～第9037条）

※ 本研究は、JSPS 科研費基盤研究 C（平成26年度～28年度）課題番号26380136 による研究成果の一部である。

## ◆ R. 第3012条 (担保の評価)

裁判所は、利害関係人の申立てにより、倒産財団に帰属する財産上のリーエンによって担保される請求権の額を、その担保権付請求権を有する者及び裁判所が指定した第三者に対する通知に基づく審問を経た上で、決定することができる<sup>(1)</sup>。

## ◆ R. 第3013条 (請求権及び持分権の組分け)

計画案及びその同意又は拒絶との関係において、裁判所は、裁判所が指定する通知に基づく審問を経た上で、本法第1122条<sup>(2)</sup>、第1222条(b)(1)<sup>(3)</sup>、及び第1322条(b)(1)<sup>(4)</sup>の規定により、債権者及び持分証券保有者の組を決定することができる。

- 
- (1) 連邦倒産法第506条(a)によれば、担保権付請求権は、担保されている部分とこれを超える部分(無担保の部分)に区別されて認容されることになっている。このような評価に基づく担保権によってカバーされる部分と無担保の部分との分別は、自動停止等との関係での適切な保護(同法第361条参照)、計画による権利変更条件(同法第1124条)、計画認可における権利変更の公正平衡の要件(同法第1129条(b))との関係で意味を有する。
- (2) 連邦倒産法第1122条は、「(a) 本条(b)の規定する場合を除き、計画案は、請求権又は持分権を特定の組に入れることができる。ただし、その請求権又は持分権が、その組の他の請求権又は持分権と実質的に同種であるときに限る。(b) 計画案は、以下のようなすべての無担保請求権のみによって構成される請求権の個別の組を定めることができる。すなわち、裁判所が、管財上の便宜のために合理的かつ必要のとして認めた額よりも少額の無担保請求権、又はその額に権利変更される無担保請求権である。」と規定している。
- (3) 連邦倒産法第1222条(b)(1)は、以下のように定めている。計画案は、第1122条において定められるように、無担保請求権の1つの組又は複数の組を定めることができるが、そのように定めることで他のあらゆる組に対して不公平に差別してはならない。しかしながら、その債務者の消費者債務(取引債務でない債務、日常的な債務、日用品等の購入債務も含む)を債務者とともに負っている個人があるときには、その計画案は、その消費者債務についての請求権を、他の無担保請求権と異なるように取り扱うことができる。
- (4) 連邦倒産法第1322条(b)(1)も、第1122条、第1222条(b)(1)と同様の文言である。

◆ R. 第3014条（第9章地方公共団体の債務調整事件<sup>(5)</sup>又は第11章更生事件における担保権者による本法第1111条(b)の規定による選択）

第9章事件又は第11章事件における担保権者の組による本法第1111条(b)(2)の適用の選択<sup>(6)</sup>は、開示説明書についての審問<sup>(7)</sup>の終結よりも前であればいつでもすることができ、又は、裁判所の定めるそれより後の期間内にすることができる。開示説明書が R. 第3017.1条<sup>(8)</sup>の規定により条件付きで承認されているときで、かつ、開示説明書についての最終審問が行われていないときは、本法第1111条(b)(2)の適用の選択は、R. 第3017.1条(a)(2)<sup>(9)</sup>の規定により定められた期日又は裁判所が定める他の期日までにすることができる。この選択は、開示説明書についての審問期日になされる場合を除き、書面であつ署名付きでなされなければならない。この選択が、第1111条(b)(1)(A)(i)の規定により必要とされる多数決<sup>(10)</sup>によってなされるときは、その計画案について、その組のすべての構成員を拘束するものとする。

(5) 連邦倒産法第1111条(b)は、第9章事件において準用されている。連邦倒産法第901条(a)参照。

(6) 担保権付請求権に担保割れの部分が存在する場合、連邦倒産法第506条(a)(1)によって、当該部分は無担保請求権として処遇されることになる。しかし、これを無条件に認めると、担保目的物の価値が変動しやすい場合、債務者は敢えて目的物の価値が低いタイミングを狙って手続開始の申立てをなし、それによって担保権者の優先権を実質的に減じることができてしまう（目的物の価値が低いタイミングでこれを受け戻せば、担保権者への弁済額を少なくすることができる）。このような制度の濫用を防止するため、連邦倒産法第1111条(b)(2)は、担保権者の組が、その組に属する特定の担保権者の担保割れ部分について、同号による選択をすれば、当該部分についても担保権付請求権として処遇を受けることが可能となると規定している。もっとも、このような規律が存在する以上、すべての担保権者に対してこの選択をしてしまえばいようにも見受けられるが、それにはデメリットもある。詳細については福岡・266-268頁参照。

(7) 開示説明書についての審問手続は、R. 第3017条に規定されている。

(8) R. 第3017.1条は、小規模事業者事件における開示説明書についての審理を定める。

(9) R. 第3017.1条(a)(2)によれば、裁判所は、開示説明書を条件付きで承認するときには、開示説明書に対する異議申立期間を定めなければならないとされている。

(10) 連邦倒産法第1111条(b)(1)(A)(i)によって要求される多数とは、その組の認容請求権額の3分の2以上で、かつ、認容請求権者の数の過半数である。

◆ R. 第3015条 (第12章家族農業従事者の債務調整事件又は第13章個人債務者の債務調整事件における計画案の提出, 計画の認可に対する異議及び計画の変更)

(a) **第12章の計画案** 債務者は, 手続開始の申立書とともに第12章の計画案を提出することができる。計画案が手続開始の申立書とともに提出されないときは, 計画案は本法第1221条の規定による期間内<sup>(11)</sup>に提出されなければならない。

(b) **第13章の計画案** 債務者は, 手続開始の申立書とともに第13章の計画案を提出することができる。計画案が手続開始の申立書とともに提出されないときは, 計画案は手続開始の申立書が提出された後14日以内に提出されなければならない。その期間は, 理由があると認められ, かつ, 裁判所が指定する通知に基づく場合を除いて, さらに伸長することはできない。事件が第13章手続に移行された場合においては, 計画案はその移行があった後14日以内に提出されなければならない。その期間は, 理由があると認められ, かつ, 裁判所が指定する通知に基づく場合を除いて, さらに伸長することはできない。

(c) **日付** 提案されたすべての計画案及びその変更計画案には, 日付が付されなければならない。

(d) **通知及び写し** 計画案又は計画案の概要は, R. 第2002条<sup>(12)</sup>の規定により郵送された計画の認可に関する審問のそれぞれの通知に含まれなければならない。裁判所によって求められるときは, 債務者は, 裁判所書記官がその審問の通知とともに計画案の写しを含めることができるように十分な通数の写しを提出しなければならない。

(e) **連邦管財官への送付** 裁判所書記官は, 連邦管財官に対して, 本条(a)又は(b)の規定により提出された計画案又は変更計画案の写しを速やかに送付しなければならない。

(f) **計画の認可に対する異議; 異議がない場合における誠実性の確定** 計画の認可に対する異議申立書は, 計画の認可の前に提出され, 債務者, 管財人

(11) 連邦倒産法第1221条によれば, 原則として, 債務者は第12章の下での救済命令が発せられた後90日を超えない期間内に計画案を提出しなければならないとされている。

(12) R. 第2002条は, 債権者, 持分証券保有者等に対する通知の方式やその内容を規定している。本項にいう「それぞれの通知」とは, R. 第2002条の規定により第12章事件, 第13章事件それぞれに必要なとされている通知をいう。

及び裁判所が指定するその他の者に送達され、かつ、連邦管財官に送付されなければならない。計画の認可に対する異議は、R. 第9014条<sup>(13)</sup>の規定により規律される。計画の認可に対する異議申立書が所定の期間内に提出されないときは、裁判所は、その争点に関する証拠を受容することなく、その計画が誠実に提案され、かつ、法によって禁止されたいかなる手段によっても提案されなかったことを確定することができる。

**(g) 計画の認可後における計画の変更** 本法第1229条又は第1329条<sup>(14)</sup>の規定による計画の変更を求める申立書は、提案した者を特定して、提案されている変更計画案とともに提出されなければならない。裁判所書記官又は裁判所が指定するその他の者は、債務者、管財人、及びすべての債権者に対して、異議申立てをするために定められた期間、及び、異議が申し立てられた場合は提案されている変更計画案を審理するための審問について、郵送で、21日以上猶予をもった通知をしなければならない。ただし、裁判所が提案されている変更計画案によって影響を受けない債権者について別段に命じたときは、この限りではない。その通知の写しは、連邦管財官に対して送付されなければならない。提案されている変更計画案の写し、又はその概要は、その通知に含まなければならない。裁判所によって求められるときは、変更計画案を提案した者は、裁判所書記官が各通知とともに写しを含めることができるように十分な通数の提案された変更計画案又はその概要の写しを提出しなければならない。提案された変更計画案に対する異議申立書は、裁判所に提出され、債務者、管財人及び裁判所が指定するその他の者に送達され、かつ、連邦管財官に送付されなければならない。提案された変更計画案に対する異議は、R. 第9014条の規定により規律される。

◆ R. 第3016条（第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件における計画案の提出及び開示説明書）

(a) 計画案の特定 全ての提案された計画案及びその変更計画案には日

(13) R. 第9014条は、争いある事項に関する手続を規律している。本項にいう「計画の認可に対する異議」に係る手続についても、争いある事項として連邦民事訴訟規則第7章の規定の多くが準用されている。

(14) 連邦倒産法第1229条は第12章事件における計画認可後の計画の変更について、同法第1329条は第13章事件における計画認可後の計画の変更について規定している。

付が付されなければならない。第11章事件においては、すべての提案された計画案及びその変更計画案は、それを提出し又は作成した者の氏名によって特定されなければならない。

(b) **開示説明書**<sup>(15)</sup> 第9章事件又は第11章事件においては、本法第1125条の規定による開示説明書又は第1126条(b)<sup>(16)</sup>の規定に適合していることを証明する証拠は、計画案とともに、又は裁判所が定める期間内に提出されなければならない。ただし、その計画案が、第1125条(f)(1)<sup>(17)</sup>の規定による適切な情報を提供することを企図されているものである場合には、この限りではない。計画案が、第1125条(f)(1)の規定による適切な情報を提供することを企図されているものである場合には、その計画案は、そのようなものとして指定されなければならない。かつ、あたかもその計画案が開示説明書であるように、R. 第3017.1条の規定が適用されなければならない。

(c) **計画案による差止め** 計画案が本法により別段禁止されていない行為に対する差止めに関する定めを置いている場合には、その計画案及び開示説明書は、禁止されるすべての行為を強調文字(太字, 斜体, 又は下線付文字)で記載しなければならない。かつ、その差止めの対象となるであろう者を特定してなければならない。

(d) **基準様式による小規模事業者の開示説明書及び計画** 小規模事業者事件においては、裁判所は、適切な公定様式又は裁判所が承認するその他の基準様式にその内容において適合する開示説明書を承認することができ、かつ、同様の計画を認可することができる。

---

(15) 開示説明書に関しては、計画案の同意又は拒絶を債権者や持分証券保有者に対して求める場合に、計画案とともに適切な情報を含む開示説明書が事前に送付されていない限り、同意又は拒絶の懇請をしてはならないとされている(連邦倒産法第1125条(b))。その「適切な情報」は、同条(a)(1)において定義されている。

(16) 連邦倒産法第1126条(b)によれば、事件が開始される前に更生計画案に対する同意又は拒絶がなされた場合、その懇請が適用ある非倒産法に適合していた等の要件を充たしている場合には(同項(1)・(2)参照)、債権者又は持分権者は計画案に同意し又は拒絶したものとみなされる。

(17) 連邦倒産法第1125条(f)(1)は、小規模事業者事件である場合で、計画案に適切な情報に関する定めを置いている場合には、別途の開示説明書の提出を要しないことを裁判所が決定することができるとしている。



◆ R. 第3017条（第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件における開示説明書についての裁判所の審理）

(a) 開示説明書及び異議の申立てについての審問 R. 第3017.1条に規定されることを除き、開示説明書が R. 第3016条(b)の規定により提出された後においては、裁判所は、R. 第2002条の規定により、債務者、債権者、持分証券保有者、及びその他の利害関係人に対して少なくとも28日の猶予をもった通知をなした上で、開示説明書及び開示説明書に対する異議の申立て又はその変更について審理する審問を行わなければならない。計画案及び開示説明書は、債務者、本法の下で選任された管財人又は選任された委員会、連邦証券取引委員会、及び、開示説明書又は計画案の写しを書面で求めた利害関係人に対してのみ、審問の通知とともに郵送されなければならない。開示説明書に対する異議申立書は、裁判所に提出されなければならない。かつ、債務者、管財人、本法の下で選任されるいかなる委員会、及び、裁判所によって指定されるその他の者に、開示説明書の承認がなされる前であればいつでも、又は、裁判所が指定するそれより早い日までに送達されなければならない。第11章更生事件においては、本項の規定により送達又は郵送されることが必要とされるすべての通知、計画案、開示説明書、及び異議申立書は、本項の規定による期間内に、連邦管財官に対して送付されなければならない。

(b) 開示説明書についての決定 審問を経た後に、裁判所は、開示説明書が承認されるべきか否かを決定しなければならない。

(c) 計画案に対する議決権の行使期間及び計画認可のための定められた期日 開示説明書が承認された時又はそれより前に、裁判所は、請求権及び権利を有する者が計画案に同意又は拒絶することができる期間を定めなければならない。かつ、計画の認可に関する審問の期日を定めることができる。

(d) 連邦管財官、債権者、及び持分証券保有者に対する送付及び通知 開示説明書の承認に基づいて、一権利の変更を受けない一組又は数組の債権者又は持分証券保有者の組について裁判所が別段に命じる範囲を除いて一、財産の占有を継続する債務者、管財人、計画案の提案者、又は裁判所が命じる裁判所書記官は、次のものを、すべての債権者及び持分証券保有者に対して郵送しなければならない。かつ、第11章更生事件においては連邦管財官に対して送付しなければならない。

- (1) 計画案又は裁判所によって承認された計画案の概要書、
- (2) 裁判所によって承認された開示説明書、



(3) 計画案に同意し又は拒絶する旨の書面を提出することができる期間の通知、及び、

(4) 開示説明書を承認する裁判所意見又は裁判所が承認するその意見の概要書を含む、裁判所が指定するその他の情報。

以上に加えて、異議申立書を提出するために定められた期間及び計画の認可に関する審問の通知は、R. 第2002条(b)の規定によりすべての債権者及び持分証券保有者に対して郵送されなければならない、かつ、適用される公定様式に従った議決権行使の方式は、計画案について議決権を行使する資格を有する債権者及び持分証券保有者に対して郵送されなければならない。裁判所の意見が送付されず又は計画案の概要書のみが送付された場合には、裁判所の意見又は計画案は、利害関係人の申立てにより計画案の提案者の負担において提供されなければならない。裁判所が、開示説明書及び計画案又は計画案の概要書を権利変更を受けない組に対して送付しないと決定したときは、その組が計画案において権利変更を受けない組として明記されているとの通知、並びに、計画案又は計画案の概要書及び開示説明書を申立てによりかつ計画案の提案者の負担において取得することができる者の氏名及び住所の通知が、計画認可に対する異議申立てのために定められる期間、及び、計画認可の審問の通知とともに、権利変更を受けない組に組分けされている者に対して郵送されなければならない。本項との関係においては、債権者及び持分証券保有者は、株式、担保権付社債、無担保社債、短期社債<sup>(18)</sup>、及び、開示説明書を承認する決定が発せられた日又は通知をなし審問を経た上で理由があると認められて裁判所によって定められた日において登録されていたその他の証券を有する者を含むものとする。

**(e) 証券の受益的保有者への送付** 本条(a)の規定により行われる審問においては、裁判所は、本条(d)の規定により必要とされる書類及び情報を株式、担保権付社債、無担保社債、短期社債、及びその他の証券を受益的に保有する者に対して送付するための手続について審理し、その手続の適正性を判断し、かつ、裁判所が適切とみなす決定をしなければならない。

**(f) 計画案による差止命令の対象となる者に対する通知及び書類の送付** 計画案が本法により別段禁止されていない行為に対する差止めに関する定めを置き、かつ、その差止めの対象になる者が債権者又は持分証券保有者ではないと

(18) 証券の定義につき、連邦倒産法第101条(49)参照。

きは、R. 第3017条(a)の規定により行われる審問において、裁判所は、次のものをその者に提供するための手続を考慮しなければならない。

- (1) R. 第2002条(c)(3)の規定による情報<sup>(19)</sup>を含め、異議申立てをするために定められた期間、及び、計画認可に関する審問の期日の少なくとも28日の猶予をもった通知、及び、
- (2) 実行可能な限りにおいて、その計画案の写し及び開示説明書の写し。

◆ R. 第3017.1条 (小規模事業者事件における開示説明書の裁判所による審理)

(a) 開示説明書の条件付承認 小規模事業者事件<sup>(20)</sup>において、裁判所は、計画案の提案者の申立てにより又は職権で、R. 第3016条の規定により提出された開示説明書を、条件を付して承認することができる。開示説明書が条件付きで承認された時又はそれより前に、裁判所は、(1) 請求権又は権利を有する者が計画案に同意し又は拒絶することができる期間を定め、(2) 開示説明書に対する異議の申立てをすることができる期間を定め、(3) 所定の期間内に異議の申立てがあったときは行われるべき、開示説明書の終局的な承認に関する審問の期日を定めなければならない、かつ、(4) 計画の認可に関する審問の期日を定めなければならない。

(b) R. 第3017条の適用 R. 第3017条(a)、(b)、(c)、及び(e)は、条件を付して承認された開示説明書には適用されない。R. 第3017条(d)は、条件を付した承認がR. 第3017条(d)の適用との関係で開示説明書の承認とされるところを除いて、条件を付して承認された開示説明書に適用される。

(c) 終局の承認 (1) 通知 異議の申立てをするための期間及び開示説明書の終局の承認を審理する審問の期日の通知は、R. 第2002条の規定によりなされなければならない、その通知は計画の認可に関する審問の通知と併せてすることができる。

(2) 異議 開示説明書に対する異議申立書は、裁判所に提出され、連邦管財官に送付され、かつ、債務者、管財人、本法の下で選任される委員会、及

(19) R. 第2002条(c)(3)では、「計画案が差止めの条項を定める場合の計画認可についての審問の通知」として、その通知は、(A) 強調文字(太字、斜体、又は下線付文字)で、当該計画案が差止めを提案している旨の記載を含むものとし、(B) 当該差止めの性質を端的に明らかにするものとし、かつ、(C) 当該差止めに服することになる者を特定しなければならないとしている。

(20) 小規模事業者事件については、R. 第1020条参照。

び、裁判所によって指定されるその他の者に、開示説明書の終局の承認がなされる前であればいつでも、又は、裁判所が指定するそれより早い日までに送達されなければならない。

(3) 審問 所定の期間内に開示説明書に対する異議の申立てがあったときは、裁判所は、計画の認可に関する審問の前に、開示説明書の終局の承認を審理する審問を行わなければならない、又は、計画の認可に関する審問と併合して開示説明書の終局の承認を審理する審問を行わなければならない。

◆ R. 第3018条 (第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件における計画案の同意又は拒絶)

(a) 計画案に同意し又は拒絶することができる者；同意又は拒絶のための期間 本法第1126条<sup>(21)</sup>の規定による計画案の同意又は拒絶は、R. 第3017条の規定により裁判所が定める期間内にすることができる。本条(b)の規定により、その有する請求権が登録証券に基づいている持分証券保有者又は債権者は、計画案に同意し又は拒絶する権利を有しない。ただし、開示説明書を承認した決定が発せられた日において、又は通知をなし審問を経た上で理由があると認めて裁判所が定めたその他の日において、その持分証券保有者又は債権者が登録された証券保有者であるときは、この限りではない。理由があると認めるときは、裁判所は、通知をなし審問を経た上で、債権者又は持分証券保有者が計画案の同意若しくは拒絶を変更し、又は撤回することを許可することができる。請求権又は権利に対する異議があった場合でも、裁判所は、通知をなし審問を経た上で、裁判所が計画案の同意又は拒絶との関係で適正とみなす額においてその請求権又は権利を仮に認容することができる。

(b) 手続開始の申立前における計画案の同意又は拒絶 その有する請求権が登録証券に基づいている持分証券保有者又は債権者であって、事件が開始される前において計画案に同意し又は拒絶した者は、本法第1126条(b)の規定による計画案に同意し又は拒絶したものとみなされない。ただし、計画案の同意又は拒絶の懇請との関係ではその同意又は拒絶の懇請において定められた日において、持分証券保有者又は債権者がその登録された証券保有者であったときは、この限りではない。裁判所が、通知をなし審問を経た上で、その計画案

(21) 連邦倒産法第1126条は、債権者又は権利保有者による計画案に対する同意又は拒絶に関する規定であり、同条(c)及び(d)は、更生計画案の可決要件を規定する。

が同じ組のほぼすべての債権者及び持分証券保有者に送付されているわけではなかったこと、債権者若しくは持分証券保有者がその計画案に対して同意し又は拒絶するための期間が不相当に短く定められたこと、又は、同意又は拒絶の懇請が本法第1126条(b)の規定に適合していなかったことを認定するときは、本法の下での事件が開始される前に計画案に同意し又は拒絶した請求権若しくは権利を有する者は、その計画案に同意し又は拒絶したものとはみなされない。

(c) **同意又は拒絶の方式** 計画案の同意又は拒絶は、書面によらなければならないが、同意し又は拒絶する計画案を特定しなければならない、債権者若しくは持分証券保有者又は授權された代理人により署名されていなければならない、かつ、適用される公定様式に適合していなければならない。数個の計画案が R. 第3017条の規定により送付されている場合には、計画案の同意又は拒絶の書面は、送付された計画案の数に応じて各債権者又は各持分証券保有者により作成されなければならない、同意の書面が数個の計画案につき作成された場合には、その債権者又は持分証券保有者は同意した数個の計画案の間に優先順位を付さなければならない。

(d) **請求権の一部が担保権により担保されている債権者による計画案の同意又は拒絶** その一部につき担保権付請求権として認容され、その一部につき無担保請求権として認容された請求権を有する債権者は、担保権付請求権を有する者及び無担保請求権を有する者の双方の資格において計画案に同意し又は拒絶することができる。

◆ R. 第3019条 (第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件における可決された計画の変更)

(a) **計画認可の決定前における計画の変更** 第9章事件又は第11章事件において、計画案の可決後でその計画が認可される前においては、計画案の提案者は、その計画を変更することができる。裁判所が、管財人、本法の下で選任された委員会、及び裁判所が指定するその他の者に対する通知に基づく審問を経た上で、その変更が書面により変更に同意しなかった債権者の請求権又は持分証券保有者の権利を不利益に変更するものではないと認定するときは、その変更計画案は従前に計画案に同意したすべての債権者及び持分証券保有者によって同意されたものとみなされる。

(b) **個人債務者の事件の計画認可の決定後における計画の変更** 債務者が

個人である場合に、本法第1127条(e)<sup>(22)</sup>の規定による計画を変更する申立ては、R. 第9014条により規律される<sup>(23)</sup>。その申立書は、提案者を特定しなければならない。かつ、提案されている変更された計画とともに提出されなければならない。裁判所書記官、又は裁判所が指定するその他の者は、債務者、管財人、及びすべての債権者に対して、郵送で、異議申立てをするために定められた期間、及び、異議が申し立てられた場合には提案されている変更計画案を審理するための審問について、21日を下回らない猶予をもった通知をしなければならない。ただし、裁判所が、提案されている計画の変更により影響を受けない債権者について別段に決定するときは、この限りではない。その通知の写しは、提案されている計画の変更の写しとともに、連邦管財官に対して送付されなければならない。提案された計画の変更に対する異議申立書は、裁判所に提出されなければならない。債務者、計画の変更の提案者、管財人、及び裁判所が指定するその他の者に送達されなければならない。かつ、連邦管財官に対して送付されなければならない。

◆ R. 第3020条 (担保の提供；第9章地方公共団体の債務調整事件又は第11章更生事件における計画の認可)

(a) 担保の提供 第11章事件において、計画を認可する決定の前に、裁判所は、計画の認可により弁済されることになるその計画により必要とされる原資につき、管財人又は財産の占有を継続する債務者に担保を提供することを命じることができる。提供される金銭は、もっぱら弁済を行う目的のために開設される特別勘定において保管されなければならない。

(b) 第9章事件又は第11章事件における計画の認可に対する異議及び審問

(1) 異議 計画の認可に対する異議の申立書は、裁判所が定める期間内に、提出されなければならない。かつ、債務者、管財人、計画案の提案者、本

---

(22) 連邦倒産法第1127条は、第11章事件における計画(案)の変更について規定している。同条(e)によれば、債務者が個人である場合に、計画認可後で計画による弁済が完了するまでの間においても、債務者、管財人、連邦管財官、又は認容された無担保請求権を有する者の申立てにより、弁済額等について(同項(1)(2)(3)参照)計画の変更が可能であるとされている。

(23) この計画の変更は、計画認可後において、実体的に権利を変更するものであるため、R. 第9014条の規定による争いある事項として、対審手続による慎重な対応が要求されている。

法の下で選任された委員会、及び裁判所が指定したその他の者に送達されなければならない。事件が第9章地方公共団体の債務調整事件ではない限り、計画の認可に対するすべての異議申立書の写しは、異議を申し立てた者により、異議申立てをするために定められた期間内に連邦管財官に対して送付されなければならない。計画の認可に対する異議申立ては、R. 第9014条<sup>(24)</sup>の規定により規律される。

(2) 審問 裁判所は、R. 第2002条の規定による通知をなし審問を経た上で、計画の認可に関して判断しなければならない。計画の認可に対する異議が所定の期間内にないときは、裁判所は、その争点に関する証拠を受容することなく、その計画案が誠実に提案されかつ法によって禁止されたいかなる手段によっても提案されなかったことを確定することができる。

(c) 計画認可決定 (1) 計画認可の決定は、適切な公定様式によらなければならない。計画が本法により別段禁止されていない行為に対する差止めに関する定めを置いているときは、計画認可の決定には、(1) 禁止されるすべての行為を相当な範囲で詳細に明示し、(2) その差止めに関する条件につき特定し、かつ、(3) 差止めの対象となる者を特定していなければならない。

(2) 計画の認可決定があったことの通知は、速やかに郵送で、債務者、管財人、債権者、持分証券保有者、その他の利害関係人、及び、知れているときは、計画に定めのある本法により別段禁止されていない行為に対する差止めを服すると特定された者に対して送付されなければならない。

(3) 第9章地方公共団体の債務調整事件を除いて、計画認可の決定があったことの通知は、R. 第2002条(k)の規定により連邦管財官に送付されなければならない。

(d) 留保される権限 計画認可の決定があった場合でも、裁判所は、倒産財団を管理するために必要なその他の命令を発することができる。

(e) 認可決定の効力停止 裁判所が別段に命じない限り、計画認可の決定は、その決定があった後14日を経過するまではその効力を停止される<sup>(25)</sup>。

(24) 第12章事件及び第13章事件と同様に(R. 第3015条(g)参照)、第9章事件及び第11章事件における計画認可に対する異議も、R. 第9014条により規律される。

(25) 本項によれば、第11章更生事件における計画認可決定の効力は、原則として即時には生じない。



## ◆ R. 第3021条 (計画による弁済)

R. 第3020条(e)の規定によるところを除き、計画が認可された後においては、請求権が認容された債権者、権利が認容されなかつた権利保有者、及び、R. 第3003条(c)(5)の規定により請求権の届出をなした社債信託証券等又は菌型証券の受託者であつてその請求権が認容された者に対して、弁済がなされなければならない。本条との関係においては、債権者には担保権付社債、無担保社債、短期社債、及びその他の債務証券を有する者を含むものとし、権利保有者には、計画又は計画認可決定により異なる時点が定められていない限り、弁済が開始される時点で登録されている株式及びその他の持分証券を有する者を含むものとする<sup>(26)</sup>。

## ◆ R. 第3022条 (第11章更生事件における終局の決定)

第11章更生事件において倒産財団が十分に管理処分された後に<sup>(27)</sup>、裁判所は、職権で又は利害関係人の申立てにより、その事件を終結する終局の決定をしなければならない。

[以下・第四章, 次号]

(26) 連邦倒産法第1123条(a)によれば、計画案には、計画によって権利の変更を受ける請求権又は権利の種類に関する定めを置かなければならないとともに(同項(3))、計画により権利の変更を受けない請求権又は権利の種類に関する定めを置かなければならない(同項(2))。第11章手続は日本の民事再生と会社更生の両手続の側面を併せ持っているため、更生計画案では吸収合併・新設合併(同条(a)(5)(C))、定款変更(同号(I))等と並んで、請求権又は権利との交換等による既存の債権者及び株主等への新たな証券の発行(同号(J))といった定めをも置くことができる。本条にいう「弁済」は、このような広い意味で、債権者のみならず株主等への上記のような計画の条項の履行を意味しているものと考えられる。

(27) 連邦倒産法第350条(a)によれば、倒産財団が完全に処理され、管財人の職務を免じた後に、裁判所は、事件を終結しなければならない。